

市税の減免について

東日本大震災により、被害を受けられた皆さんの負担を軽減するため、潮来市では、り災証明書申請をされた方の減免申請手続きを不要といたします。

固定資産税・都市計画税の減免

減免の対象となるのは、震災により被害を受けた課税されている固定資産となります。

【家屋】

被害の程度	減免割合
全壊	10分の10
大規模半壊	10分の8
半壊	10分の4

※塀・構築物等は、課税対象となっていないため減免の対象となりません。

また、屋根瓦の一部損壊や壁の一部にひびが入った等の一部損壊についても、減免の対象となりません。

※被災建物について、お問い合わせさせていただくことがあります。

【土地】

被害の程度 (被害面積が当該土地の面積に占める割合)	減免割合
10分の8以上	10分の10
10分の4以上10分の8未満	10分の8
10分の2以上10分の4未満	10分の4
広範囲にわたり液状化の被害を受けた区域に存在する土地	10分の2

※著しい土地の崩落または土砂の流入による埋没もしくは沈下により使用が困難となった土地が対象で、単に亀裂が入っただけの土地は対象外となります。

【償却資産】

被害の程度	減免割合
価格の10分の8以上の価格を減じたとき	10分の10
価格の10分の4以上10分の8未満の価格を減じたとき	10分の8
価格の10分の2以上10分の4未満の価格を減じたとき	10分の4

※修理費等の合計が、平成23年度申告取得価格の10分の2に満たない場合は、減免の対象となりません。

※償却資産の減免については、申請が必要となりますので、税務課までお問い合わせください。

【問合せ】減免について 潮来市 税務課 TEL 63-1111 内線 123～126
 納付について 潮来市 収税課 TEL 63-1111 内線 127～129

個人市県民税の減免

- ①震災により、納税義務者が死亡または生活保護を受けることになった場合 **【全額免除】**
 - ②震災により、納税義務者が障害者となった場合（地方税法の規定による障害者をいう） **【10分の9を減免】**
 - ③震災により、住んでいた住宅に半壊以上の損害を受けた場合 **【下記参照】**
- ※対象者は、り災証明書の申請者（持ち家の場合は、住宅の所有者またはその住宅の所有者を扶養している方）※前年の所得が1,000万円以下の方

国民健康保険税の減免

- ①震災により、世帯主が障害者となった場合 **【10分の9を減免】**
 - ②震災により、住んでいた住宅に半壊以上の損害を受けた場合 **【下記参照】**
- ※前年の世帯の合計所得が1,000万円以下の方

【所得および損害程度による減免割合表】

前年の合計 所得金額	減免割合	
	全壊	大規模半壊・半壊
500万円以下	10分の10	10分の5
750万円以下	10分の5	4分の1
750万円を超え 1,000万円以下	4分の1	8分の1

※上記の割合表は、個人市県民税・国民健康保険税の減免の「震災により、住宅に半壊以上の損害を受けた場合」に該当します。

納付について

減免決定までに時間を要しますので、減免決定通知書等が送付されるまでは、恐れ入りますが通常どおりの納付をお願いします。後日、減免決定がなされ、納めすぎとなっている場合は、還付いたします。
 また、災害により、資産に損害を受けたり、収入が減少したことにより、期限内に納付が困難な場合は、収税課において納付猶予の相談をお受けします。

後期高齢者医療保険料の減免

震災により被保険者本人または世帯主の現に居住する住宅（賃貸の住宅は除く）、もしくは所有する家財、その他の財産の金額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額は除く）が、その資産価額の10分の3以上の損失（全壊・半壊等の被害の程度）を被った場合で、保険料を納めることが困難な方につきましては、減免されることがあります。木造の住宅の屋根瓦または基礎等の一部の被害のみの場合は、10分の1の損害割合となり、保険料の減免に該当しません。

- 【対象期間】 災害が生じた日の翌月から1年間（ただし、災害が生じた当月に保険料の納期がある場合は、当月から1年間）
 ※納期限の7日前までに申請が必要です。
- 【申請に必要なもの】
 ・り災証明書 ・印鑑
- 【問合せ・申請先】
 潮来市 市民課 国保年金グループ
 TEL 63-1111 内線 133

被害の程度	世帯主の総所得金額と世帯員となっている後期高齢者医療制度被保険者の所得金額を合わせた額	減免割合
10分の3以上10分の5未満	500万円以下のとき	2分の1
	500万円を超え、750万円以下のとき	4分の1
	750万円を超え、1,000万円以下のとき	8分の1
10分の5以上	500万円以下のとき	全部
	500万円を超え、750万円以下のとき	2分の1
	750万円を超え、1,000万円以下のとき	4分の1

国民年金保険料の減免

国民年金の第1号被保険者で、災害により住宅・家財・その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方が対象となります。（ただし、任意加入者除く）

- 【対象期間】 平成23年2月分から6月分まで
- 【申請に必要なもの】
 ・国民年金免除申請書 ・被災状況届 ・印鑑
- 【申請期限】 平成23年7月末
- 【問合せ・申請先】
 潮来市 市民課 国保年金グループ
 TEL 63-1111 内線 132

保育所保育料の減免

災害により、居住する住宅が損害を被った児童の属する世帯が対象となります。

被害の程度	減免割合
全壊	10分の10
大規模半壊または半壊	2分の1

【対象期間】 平成23年4月から半年間

- 【申請に必要なもの】
 ・り災証明書
 ・保育料の減免申請書（社会福祉課で配布）
- 【問合せ・申請先】
 潮来市 社会福祉課 TEL 63-1111 内線 385

介護保険料の減免

震災により納税義務者の現に居住する住宅、もしくは所有する家財、その他の財産の金額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額は除く）が、その資産価額の10分の2以上の損失を被った場合は、減免されることがあります。

- 【対象期間】 申請のあった月の保険料から12ヶ月以内
- 【申請に必要なもの】
 ・り災証明書 ・印鑑
 ・預金通帳の写し
 ※銀行名・支店名・預金種目・口座番号・名義の記載があるもの
- 【問合せ・申請先】
 潮来市 介護福祉課 TEL 63-1111 内線 390

前年中の合計 所得金額	減免割合	
	損害金額が10分の5以上	損害金額が10分の2以上10分の5未満
基準所得金額未満	全部	2分の1
基準所得金額以上	2分の1	4分の1

※基準所得金額は200万円

介護サービス利用者負担額の減免

- 【対象期間】 申請のあった月から6ヶ月以内。ただし、平成24年2月サービス利用分まで。
- 【申請に必要なもの】
 ・り災証明書
- 【問合せ・申請先】
 潮来市 介護福祉課 TEL 63-1111 内線 390

前年中の合計 所得金額	支給割合	
	損害金額が10分の5以上	損害金額が10分の2以上10分の5未満
基準所得金額未満	100分の100	100分の100
基準所得金額以上	100分の100	100分の100

※この表の減免割合は、東日本大震災により被災した場合に限ります。

被災者生活再建支援制度

対象世帯

- ◎住宅が「全壊」または「大規模半壊」と判定された世帯（アパート・借家に居住する世帯を含む）。
- ◎住宅が「大規模半壊」または「半壊」の場合で、そのままにしておくとは非常に危険であるなどの理由により、やむをえず住宅を解体した場合には、支援制度上は「全壊」として扱います。
- ※解体する場合は、市の職員が住宅を確認に伺いますので、**解体前に必ずご連絡ください。**
- ※**解体前に「リ災証明」の申請を行ってください。**

支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。
※世帯人数が1人の場合は、4分の3の金額になります。

■住宅の被害に応じて支給する支援金（基礎支援金）

【支援額】全壊 100万円、大規模半壊 50万円

【申請期間】災害発生日から13ヶ月以内（平成24年4月10日まで）

【必要なもの】リ災証明書（原本）、住民票（謄本）、預金通帳の写し（世帯主名義のもの）、印鑑

※解体した場合には次のものが必要となります。

解体証明書（市で発行）、滅失登記簿謄本（法務局で発行）、敷地被害解体証明書（市で発行）

■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

【支援額】建設・購入 200万円、補修 100万円、賃借（公営住宅を除く）50万円

【申請期間】災害発生日から37ヶ月以内（平成26年4月10日まで）

【必要なもの】契約書の写し（住宅の建設・購入、補修、賃借に応じたもの）

※支給は、申請してから口座振込まで2ヶ月以上かかります。

茨城県災害見舞金

対象世帯

住宅が「半壊」の被害と判定された世帯
（アパート・借家に居住する世帯を含む）

※被害状況調査の結果は、市が発行する「リ災証明書」でご確認ください。

見舞金額 1世帯：30,000円

申請に必要なもの

①リ災証明書

②預金通帳（世帯主）の写し

※銀行名・支店名・預金種目・口座番号・名義の記載があるもの

③印鑑（朱肉をつけて押印する印鑑）

支給方法

申請書は茨城県に送付され、同県において申請の内容の審査を行い、口座に振り込まれます。

※本制度は、7月以降開始されます。

【問合せ・申請先】 潮来市 社会福祉課 TEL 63-1111 内線 385、386

義援金の配分について

潮来市義援金配分委員会が開催され、当市に寄せられた義援金の配分を次のとおり、決定いたしました。

対象世帯

住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」の被害と判定された世帯
（アパート・借家に居住する世帯を含む）

見舞金額

災害区分	国義援金 (日赤・共同募金会)	県義援金	市義援金	合計
全壊	35万円	15万円	2万円	52万円
半壊 (大規模半壊含む)	18万円	7万円	1万円	26万円

※市義援金は、潮来市に寄せられた義援金から支給されます。

支給方法

「被災者生活再建支援制度」、「茨城県災害見舞金」を申請された方の口座に振り込まれます。

潮来市水道水の放射線濃度測定結果

潮来市水道水の放射線濃度は、原子力安全委員会が定めた基準値を下回っているため、飲料水として「安全」です。検査結果は、次のとおりです。

内容	放射線濃度 (Bq/kg)		採取日
	放射性ヨウ素 (I-131)	放射性セシウム (CS-137)	
水道水 (市上水道)	15.5±0.6 Bq/kg	検出されず	3月24日
	9.9 Bq/kg	検出されず	3月28日
	5.0 Bq/kg	5.3 Bq/kg	4月4日
	不検出 (5.4 Bq/kg 未満)	不検出 (5.4 Bq/kg 未満)	4月11日
	不検出 (4.2 Bq/kg 未満)	不検出 (4.5 Bq/kg 未満)	4月18日
	不検出 (2.6 Bq/kg 未満)	不検出 (4.4 Bq/kg 未満)	4月25日
	不検出 (3.7 Bq/kg 未満)	不検出 (8.4 Bq/kg 未満)	5月2日
	不検出 (5.3 Bq/kg 未満)	不検出 (4.3 Bq/kg 未満)	5月9日

【検査機関】

3月24日：茨城県環境放射線監視センター
3月28日以降：東京ニュークリア・サービス

【暫定規制値】

放射性ヨウ素：300 Bq/kg以下
放射性セシウム：200 Bq/kg以下
※水道水の放射性ヨウ素が100 Bq/kgを超える場合には、乳児による水道水の摂取を控えることとされます。市では、今後も放射線濃度の測定を行ってまいります。

【問合せ】

潮来市災害対策本部（総務課内）
TEL 63-1111 内線233～234

被災された世帯に地デジの支援を行っています

【支援内容】

次の被災世帯に、「簡易な地デジチューナーの無償給付」と「アンテナなどの改修等」を行います。

【対象世帯】

住宅が半壊以上と判定された世帯
※既に地デジに対応している世帯は、支援を受けられません。

【申込方法】

介護福祉課窓口にて申込書に必要事項を記入し、リ災証明書等を添付して、地デジチューナー支援実施センターに送付してください。詳しくは窓口にてご案内します。

【問合せ】

潮来市 介護福祉課 63-1111 内線 392、393

市内 放射線量率測定結果

市では、放射線測定器を使用し、放射線量の測定を始めました。市内教育施設の放射線量率は、暫定基準値を下回っているため、グラウンドの使用や健康に影響のあるレベルではありません。

【実施日】 5月27日（金） くもり一時雨

【測定場所】 市内14カ所（グラウンドの中央部）

【測定器】 HORIBA PA-1000 Radi

【測定結果】（単位はマイクロシーベルト毎時）

場所	放射線量	
	地上 50cm	地上 1m
潮来第一中学校	0.177	0.168
潮来第二中学校	0.110	0.113
日の出中学校	0.163	0.137
牛堀中学校	0.414	0.322
潮来小学校	0.149	0.136
津知小学校	0.144	0.133
日の出小学校	0.127	0.134
延方小学校	0.169	0.159
大生原小学校	0.235	0.231
徳島小学校	0.092	0.084
牛堀小学校	0.187	0.185
潮来保育所	0.149	0.135
延方幼稚園	0.178	0.167
うしほり幼稚園	0.202	0.182

※文部科学省は、学校等の校舎・校庭等の利用判断にかかる暫定基準値を「3.8マイクロシーベルト毎時」とし、これを上回る学校で屋外活動を制限しています。

【問合せ】 潮来市 環境課 TEL 63-1111 内線251～253

市立延方幼稚園園庭開放

【日程】 ①6月22日（水） ②7月21日（木）

【時間】 午前9時30分～11時

【内容】 ① 歌や手遊び、保育への参加
② 戸外での遊び・親子での製作・紙芝居

【対象者】 2～4歳のお子さんとその保護者

【持参物】 水筒、帽子、上履き、着替え等

【参加費】 無料（応募人員）15組

【応募期限】 ①6月17日（金） ②7月15日（金）

【応募方法】 電話または、FAXにてお申し込みください。

【問合せ】

潮来市立延方幼稚園 TEL 66-2533 FAX 66-3569

日の出地区のごみ集積所が元に戻ります

日の出地区のごみ集積所は、6月1日（水）から元の場所に戻ります。

分別・収集曜日は、震災前と同様となりますので、ごみの分別にご協力をお願いします。

【問合せ】 潮来市 環境課
TEL 63-1111 内線251～253

